

キャリア形成促進助成金の概要

事業主が、その従業員について、職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティング機会の確保を行った場合に支給する助成金。

支給機関は、独立行政法人雇用・能力開発機構。

1 助成金の種類

- (1) 訓練給付金
- (2) 職業能力開発休暇給付金
- (3) 長期教育訓練休暇制度導入奨励金
- (4) 職業能力評価推進給付金
- (5) キャリア・コンサルティング推進給付金
- (6) 地域人材高度化能力開発助成金
- (7) 中小企業雇用創出等能力開発助成金

2 助成内容

【基本的要件】

- 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- 職業能力開発推進者を選任していること。

(1) 訓練給付金

年間職業能力開発計画(以下「計画」という。)に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせる場合の助成

- 職業訓練に要した経費の1/4(中小企業1/3)
- 職業訓練期間中に支払った賃金の1/4(中小企業1/3)

※ 150日分限度

デュアルシステム導入に係る拡充措置

平成16年10月以降、事業主が、対象若年未就職者を雇用して、デュアル訓練実施計画を策定するとともに、デュアル訓練を実施した場合、当該デュアル訓練については次のとおり。

- ① 訓練訓練に要した経費及び職業訓練期間中に支払った賃金の高率助成
大企業 1/4 → 1/3 (中小企業 1/3 → 1/2)
- ② デュアル訓練実施計画策定費の助成
1事業所当たり15万円 (1事業所1回限り)

(2) 職業能力開発休暇給付金

従業員の申し出により、計画に基づく教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために休暇を与えた場合の助成

- 事業主が負担した入学料、受講料等の $1/4$ (中小企業 $1/3$)
- 休暇期間中に支払った賃金の $1/4$ (中小企業 $1/3$)

※ 150日分限度

(3) 長期教育訓練休暇制度導入奨励金

連続1ヶ月以上の長期教育訓練休暇制度または5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入し、計画に基づき、その従業員に当該休暇を付与した場合の助成

- 連続1ヶ月以上の休暇制度の導入に対して、30万円
- 5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入に対して、15万円
- 休暇取得者1人につき5万円(20人分を限度)

(4) 職業能力評価推進給付金

計画に基づき、その従業員に、一定の資格試験等を受けさせた場合の助成

- 受検料等の経費及び受検に要した期間中に支払った賃金の $3/4$ (年間10万円を限度)

(5) キャリア・コンサルティング推進給付金

計画に基づき、その従業員に、次のいずれかの一定のキャリア・コンサルティングを受けさせた場合の助成（それぞれ各事業所一回限り）

- 外部機関への委託費等の $1/2$ (上限額50万円)
- 一定の要件に該当するキャリア・コンサルタントを企業に配置してキャリア・コンサルティングを実施した場合 15万円

(6) 地域人材高度化能力開発助成金

次の①又は②のいずれかに該当する事業主であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合の助成

- ① 地域雇用開発促進法に定める「同意能力開発就職促進地域」内に所在する事業所の事業主であって、当該地域内の求職者を雇い入れた事業主
- ② 地域雇用開発促進法に定める「同意高度技能活用雇用安定地域」内に所在し、人材高度化支援計画の認定を受けた事業主団体を構成する

事業主

- 職業訓練に要した経費及び職業能力開発休暇中の教育訓練について事業主が負担した経費の $1/3$ （中小企業 $1/2$ ）
 - 職業訓練期間中及び職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の $1/3$ （中小企業 $1/2$ ）
- ※ 150日分限度

（7）中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律に基づく改善計画※の認定を受けた認定組合の構成中小企業者又は認定中小企業者であって、計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせ又は職業能力開発休暇を付与する場合の助成

※ 職業に必要な高度な技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るため必要となる職業訓練に関する事項又は新分野進出等に伴い必要となる職業訓練に関する事項を含む計画であって都道府県知事の認定を受けるもの

- 職業訓練に要した経費及び職業能力開発休暇中の教育訓練について事業主が負担した経費の $1/2$
 - 職業訓練期間中及び職業能力開発休暇期間中に支払った賃金の $1/2$
- ※ 150日分限度

キャリア形成促進助成金の支給金額実績
(平成13年10月創設)(単位:百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
訓練給付金	2, 517	5, 702	6, 011
職業能力開発休暇給付金	2	15	22
長期教育訓練制度導入奨励金	9	7	5
職業能力評価推進給付金	25	63	75
キャリア・コンサルティング推進給付金	3	3	2
地域人材高度化能力開発助成金	703	112	96
中小企業雇用創出等能力開発助成金	553	237	230
合計	3, 812	6, 139	6, 441